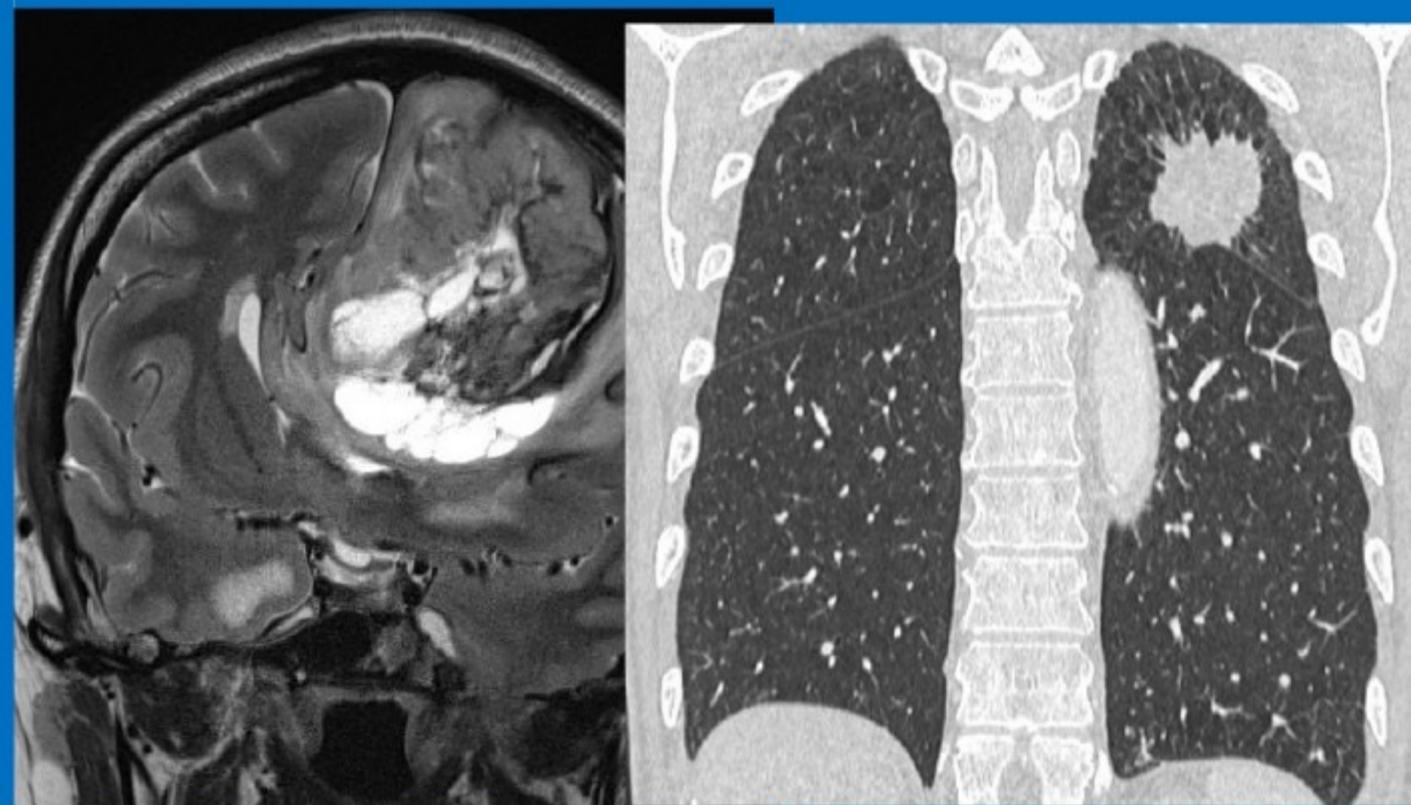


# 画像診断

## 第2章

### 点数解説



- 画像診断管理加算
- コンピューター断層撮影 (CT, MR)
- 一般撮影
- 電子画像管理加算  
電子画像情報の提供と取り込み
- マンモグラフィー
- 造影検査 (血管造影)
- 遠隔画像診断
- その他の加算

# コンピューター断層撮影(CT,MR) 診療報酬体系

## 撮影・技術料

*Hospital fee*

コンピューター  
断層撮影料

## 基本診断料

*Doctor fee*

コンピューター  
断層診断料

## 造影管理料

*Doctor fee*

造影剤使用加算

## 専門医管理料

*Doctor fee*

画像診断  
管理加算1

画像診断  
管理加算2

画像診断  
管理加算3

## 先進技術料

*Doctor &  
Technical fee*

冠動脈CT加算

心臓MR加算

外傷全身CT加算

大腸CT加算

乳房MRI加算

小児鎮静下MRI加算

頭部MRI加算

## 医療材料加算

*Hospital fee*

電子画像管理加算

# 医科診療報酬体系

## 医科診療報酬点数表

1 基本診療料	初・再診療料	
	入院料	入院基本料
		入院基本料加算
		特定入院料
		短期滞在手術基本料
2 特掲診療料	B 医学管理等	
	C 在宅医療	
	<b>D 検査</b>	
	<b>E 画像診断</b>	
	F 投薬	
	G 注射	
	Hリハビリテーション	
	I 精神科専門療法	
	J 処置	
	<b>K 手術</b>	
	L 麻酔	
<b>M 放射線治療</b>		

### E 画像診断

#### 通則

- 画像診断管理加算
- 遠隔画像による画像診断管理加算
- 電子画像管理加算

#### 第1節エックス線診断料

- E000 透視診断
- E001 写真診断
- E002 撮影
- E003 造影剤注入手技
- E004 基本的エックス線診断料

#### 第2節核医学診断料

- E100 シンチグラム
- E101 シングルホトンエミッションコンピューター断層撮影
- E101-2 ポジトロン断層撮影
- E101-3 ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影
- E102 核医学診断料

#### 第3節コンピューター断層撮影診断料

- E200 コンピューター断層撮影(CT撮影)
- 冠動脈CT加算 外傷全身CT加算 大腸CT加算
- E202 磁気共鳴コンピューター断層撮影
- 心臓MRI加算 乳房MRI加算

#### 第4節薬材料

#### 第5節特定保険医療材料

○食事療法の費用算定表

# 画像診断管理加算 施設基準比較

加算1 70	加算2 180	加算3 300
E001 写真診断 E004 基本的エックス線診断料 E102 核医学診断 E203 コンピューター断層診断	E102 核医学診断 E203 コンピューター断層診断	E102 核医学診断 E203 コンピューター断層診断
放射線科標榜 保険医療機関	放射線科標榜 病院	放射線科標榜 特定機能病院
常勤診断専門医 1名以上	常勤診断専門医 1名以上	常勤診断専門医 6名以上
	CT/MRI, 核医学の8割以上読影	CT/MRI, 核医学の8割以上読影
画像診断管理を行うにつき 十分な体制が整備	画像診断管理を行うにつき 十分な体制が整備	画像診断管理を行うにつき 十分な体制が整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 検査前に全例(核医学, CT, MR)の 画像診断管理</li> <li>• 夜間休日を除く</li> </ul>
		夜間休日の緊急読影体制
		医療被ばく管理
	先進画像加算算定可能*	先進画像加算算定可能*

\* 先進画像加算とは:心臓 CT 外傷全身 CT 大腸 CT 心臓 MR 乳房 MR 頭部 MR  
ただし頭部 MRI加算については、加算2においては付加要件がある

# 画像診断管理加算 緊急遠隔読影

## 夜間または休日に撮影された画像

については、当該専ら画像診断を担当する医師が、自宅等の当該保険医療機関以外での場所で、画像の読影及び送受信を行うにつき十分な装置・機器を用いたうえで読影及び診断を行い、その結果を**文書により主治医に報告**した場合も算定できる。

電子的方法によって、個々の患者の診療に関する情報等を送受信する場合は、末端の管理や応報機器の設定等を含め、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を順守し、安全な通信環境を確保していること。

当該医療機関の常勤医による緊急遠隔読影

算定可能



# 画像診断管理加算 外部委託

当該医療機関以外への読影依頼

算定不可



当該医療機関の常勤医による緊急遠隔読影

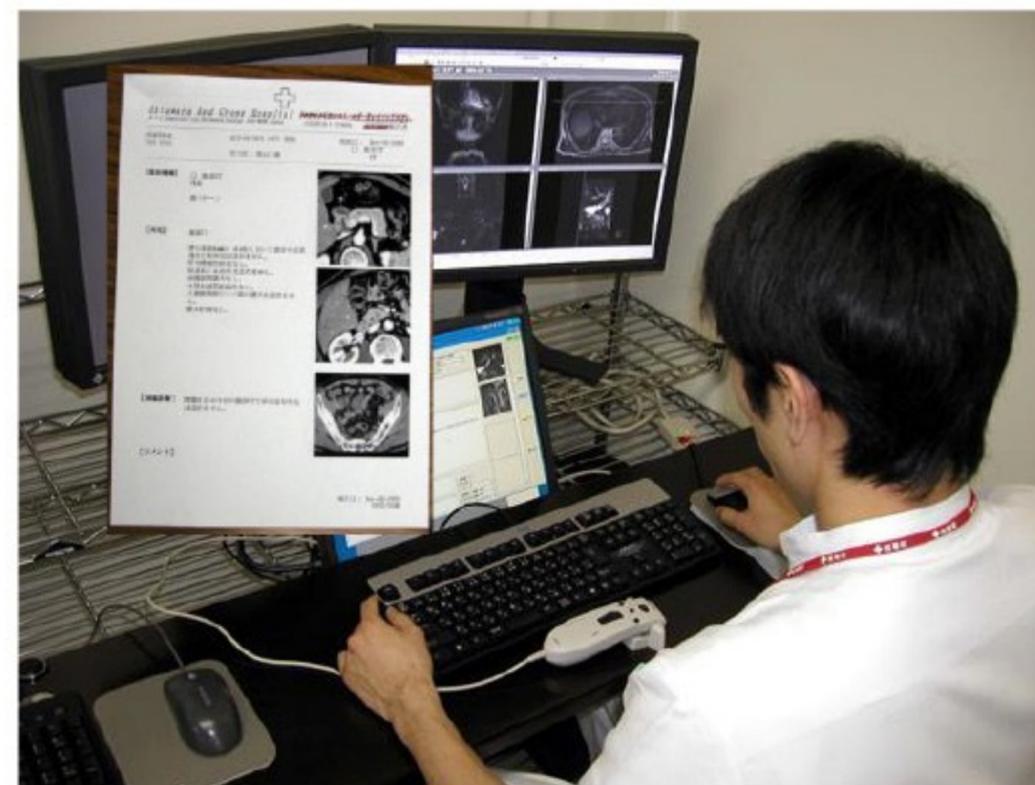
算定可能



夜間または休日に撮影された画像については、当該専ら画像診断を担当する医師が、自宅等の当該保険医療機関以外での場所で、画像の読影及び送受信を行うにつき十分な装置・機器を用いたうえで読影及び診断を行い、その結果を文書により主治医に報告した場合も算定できる。

# 画像診断管理 保証項目

1. 医療被ばく管理
2. 画像診断リスクマネジメント
3. プロトコール(撮影法)管理
4. 画像診断報告書作成



夜間・休日緊急CT

- 頭部CT
- 外傷頭頸部CT
- 外傷パンスキャン
- 急性腹症パターン
- 胸痛パターン
- 胸腹部CT

CT検査  外傷パンスキャン

【目的・内容】  
出血(外傷,消化管出血など)

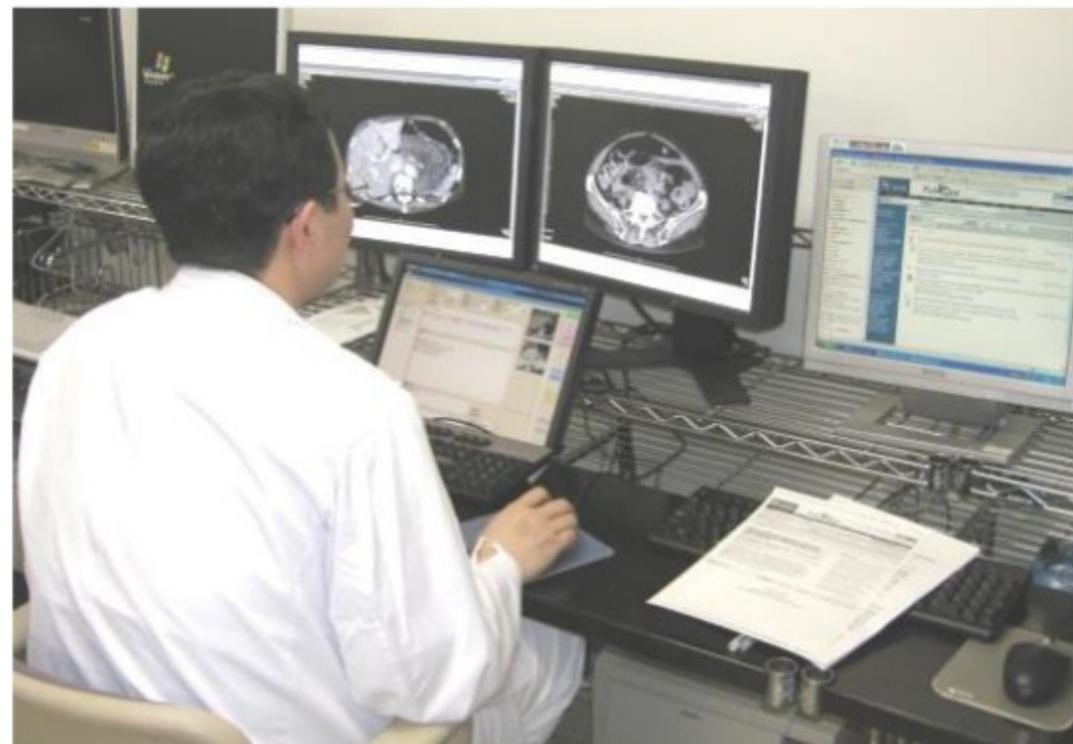
【撮影法】  
・ 横断(+空気条件)

【造影の有無】  
・ PL  
・ 全腹 早期CE  
・ 全腹 後期CE

# 画像診断管理加算 画像診断を専ら担当する常勤の医師

## 1. 放射線診断専門医

放射線科に関して3年間の研修を修了した後に行う、日本医学放射線学会が定める放射線診断専門医制度規定に則った2年以上の研修(画像診断・IVR・核医学に関する全ての事項)を修了した者。



## 2. 画像診断を専ら担当する常勤の医師

画像診断を担当した経験を10年以上有する者  
勤務時間の大部分において他の診療等を行っている場合はこれに該当しない

### 参照

- 告示④ 特掲診療料の施設基準等
- 第6 画像診断
- 1 画像診断管理加算

上記当該医師は地方厚生局長等に届け出る必要あり

## 画像診断管理加算2・3 翌診療日の解釈

加算2・3の算定要件として  
翌診療日までに8割以上の読影が必要

- ◆ 原則10割であるが、8割以上が翌診療日まで
- ◆ 残りの2割未満を読影しない場合、  
読影しなかった分には管理加算は算定できない。

保険医療機関の次の診療日

- ◆ 地方厚生局長等に届出している診療日の次の診療日  
例：土日が休診の場合、金曜日の翌診療日とは月曜日  
患者の次回診察日ではない。

夜間・休日に撮影された画像について

- ◆ 翌診療日までに読影

# 画像診断管理加算 算定方法

		診断料	画像診断 管理加算1	画像診断 管理加算2	画像診断 管理加算3
1	単純	<b>85</b> (四肢 <b>43</b> )	} <b>70</b>	<b>70</b> 加算 <b>1</b> として	<b>70</b> 加算 <b>1</b> として
	特殊	<b>96</b>			
	造影	<b>72</b>			
	乳房撮影	<b>306</b>			
2	PET・PET-CT (上記以外の核医学)	<b>450</b> ( <b>370</b> )	<b>70</b>	<b>180</b>	<b>300</b>
3	CT/MR	<b>450</b>	<b>70</b>	<b>180</b>	<b>300</b>

- 放射線診断専門医が読影し主治医に文書で報告した場合、  
1. 2. 3. 各々月1回に限り**算定可能**

# コンピューター断層撮影(CT,MR)

\* 算定要件として  
画像診断管理加算2・3が必要

		1回目	月1回	2回目	各検査ごとの加算			
MRI	3T以上*	<b>1,620</b> 施設共同利用 10%	コンピュータ 断層診断料 <b>450</b> 月1回	<b>1,296</b> 施設共同利用 10%	電子画像 管理加算	造影剤 使用加算 <b>250</b>	<b>心臓MRI加算*</b> <b>400</b>	<b>頭部MRI加算*</b> <b>100</b> 日本医学放射線 学会認定施設
		<b>1,600</b>		<b>1,280</b>			乳房MRI加算* <b>100</b> 乳癌学会認定施設	
	1.5T以上 3T未満	<b>1,330</b>		<b>1,064</b>			小児鎮静下加算* 撮影料80/100 15歳未満	
	1.5T未満	<b>900</b>	1: <b>70</b> 2: <b>180</b> 3: <b>300</b> 月1回	<b>720</b>				
CT	64列以上*	<b>1,020</b> 施設共同利用 10%	コンピュータ 断層診断料 <b>450</b> 月1回	<b>816</b> 施設共同利用 10%	一連の撮影 につき <b>120</b> もしくは フィルム料	造影剤 使用加算 <b>500</b>	<b>冠動脈CT加算*</b> <b>600</b>	
		<b>1,000</b>		<b>800</b>			外傷全身CT加算* <b>800</b> 救命救急入院料	
	16列以上 64列未満	<b>900</b>		<b>720</b>			大腸CT加算* <b>620</b>	
	4列以上 16列未満	<b>750</b>		1: <b>70</b> 2: <b>180</b> 3: <b>300</b> 月1回			<b>600</b>	大腸CT加算 <b>500</b>
	4列未満	<b>560</b>		<b>448</b>				
脳槽CT	<b>2,300</b>		<b>1,840</b>					

# コンピューター断層撮影(CT)

		コンピューター断層診断料	画像診断管理加算	撮影料	
		月1回		1回目	2回目
CT	64列以上 画像診断管理加算 2または3	コンピューター断層診断料  <b>450</b>	画像診断管理加算  2: <b>180</b> 3: <b>300</b>	<b>1,020</b> 共同利用10%	<b>816</b> 共同利用10%
	16列以上64列未満		画像診断管理加算	<b>900</b>	<b>720</b>
	4列以上16列未満		1: <b>70</b> 2: <b>180</b> 3: <b>300</b>	<b>750</b>	<b>600</b>
	4列未満			<b>560</b>	<b>448</b>

# 磁気共鳴コンピューター断層撮影(MR)

		コンピューター断層診断料	画像診断管理加算	撮影料	
		月1回		1回目	2回目
MRI	3T以上 画像診断管理加算 2または3	コンピューター断層診断料 <b>450</b>	画像診断管理加算 2: <b>180</b> 3: <b>300</b>	<b>1,620</b> 共同利用率10%	<b>1,296</b> 共同利用率10%
	1.5T以上 3T未満		画像診断管理加算	<b>1,330</b>	<b>1,064</b>
	1.5T未満		1: <b>70</b> 2: <b>180</b> 3: <b>300</b>	<b>900</b>	<b>720</b>

# CT撮影 施設基準

## 施設基準

- (1) 4列以上のCT撮影料を算定する場合には施設基準の届出が必要。
- (2) 64列以上のマルチスライス型のCT装置においては、画像診断管理加算2に関する施設基準の届出を行っていること。
- (3) 64列以上のマルチスライス型のCT装置においては、CT撮影に係る部門にそれぞれ専従の診療放射線技師が1名以上勤務していること。
- (4) 共同利用施設において行われる施設共同利用率は10%

## 届出に関する事項

- (1) 画像診断機器の機種名、型番、メーカー名を記載すること。
- (2) CT撮影に係る安全管理責任者の氏名を記載し、CT撮影装置、造影剤注入装置の保守管理計画を添付すること。

# MRI撮影 施設基準

## 施設基準

- (1) 1.5テスラ以上のMRI撮影料を算定する場合には施設基準の届出が必要。
- (2) 3テスラ以上のMRI装置においては、画像診断管理加算2に関する施設基準の届出を行っていること。
- (3) 3テスラ以上のMRI装置においては、MRI装置に係る部門にそれぞれ専従の診療放射線技師が1名以上勤務していること。
- (4) 共同利用施設において行われる施設共同利用率は10%

## 届出に関する事項

- (1) 画像診断機器の機種名、型番、メーカー名、テスラ数(MRIの場合)を記載すること。
- (2) MRI撮影に係る安全管理責任者の氏名を記載し、MRI撮影装置、造影剤注入装置の保守管理計画を添付すること。

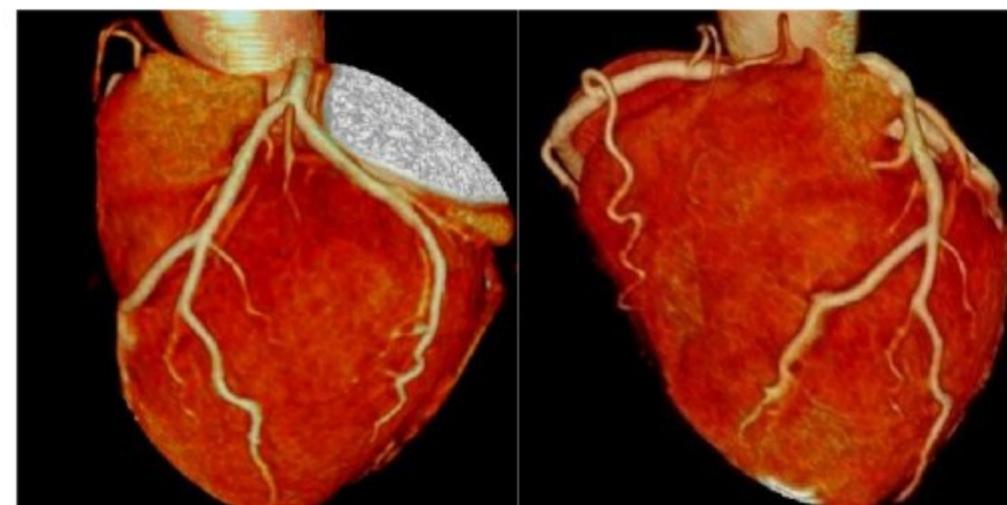
# 施設共同利用の計算

- ① 保有する全ての当該撮影に係る機器を使用した全患者数 \_\_\_\_\_名
- ② 当該撮影の共同利用を目的として他の保険医療機関から  
検査を依頼された紹介患者数 \_\_\_\_\_名
- ③ 特別の関係にある保険医療機関間での紹介の場合及び  
画像の撮影を実施する保険医療機関への転医目的で紹介  
された場合に該当する患者数 \_\_\_\_\_名
- ④ 施設共同利用率 =  $(② - ③) / (① - ③) \times 100$  = \_\_\_\_\_%

当該保険医療機関の全症例が対象

\*共同利用施設において行われる場合とは、施設共同利用率が10%を超えると届け出た保険医療機関において撮影する場合又は共同利用を目的として別の保険医療機関が依頼して撮影される場合を指す。

# 冠動脈CT撮影加算



冠動脈CT撮影加算

**600点**

64列以上のマルチスライス型CTを使用し、冠動脈を撮影し、三次元画像処理を行った場合。

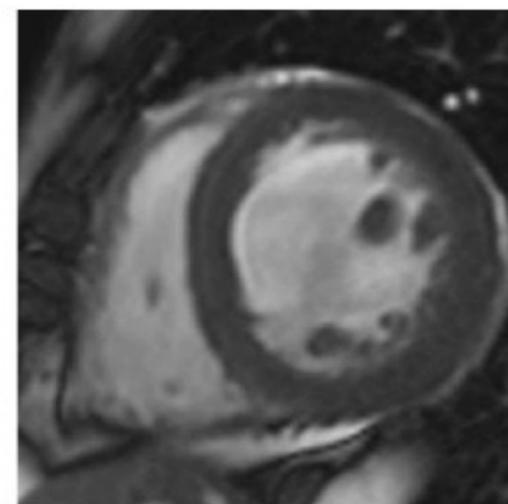
## 施設基準

- (1) 64列以上のマルチスライス型のCT
- (2) 画像診断管理加算2または3に関する施設基準

## または

画像診断管理加算1の算定施設で循環器疾患を専ら担当する常勤の医師(経験10年以上)又は画像診断を専ら担当する常勤の医師(経験10年以上)が合わせて3名以上配置されていること

# 心臓MRI撮影加算



心臓MRI撮影加算

**400点**

1.5テスラ以上のMRIを使用して心臓又は冠動脈を描出した場合。

## 施設基準

- (1) 1.5テスラ以上のMRI
- (2) 画像診断管理加算2または3に関する施設基準

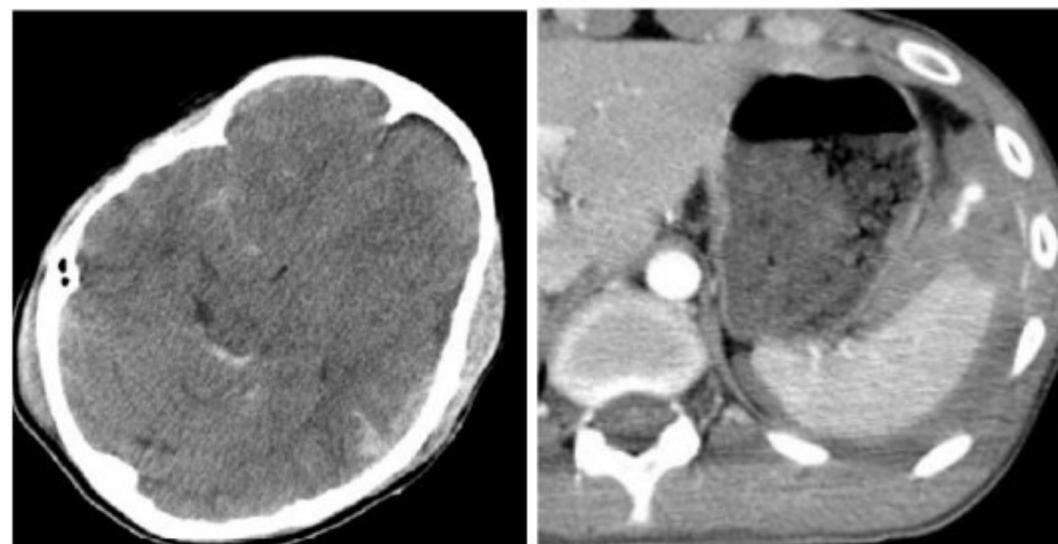
## または

画像診断管理加算1の算定施設で循環器疾患を専ら担当する常勤の医師(経験10年以上)又は画像診断を専ら担当する常勤の医師(経験10年以上)が合わせて3名以上配置されていること

# 外傷全身CT加算

外傷全身CT加算

**800点**

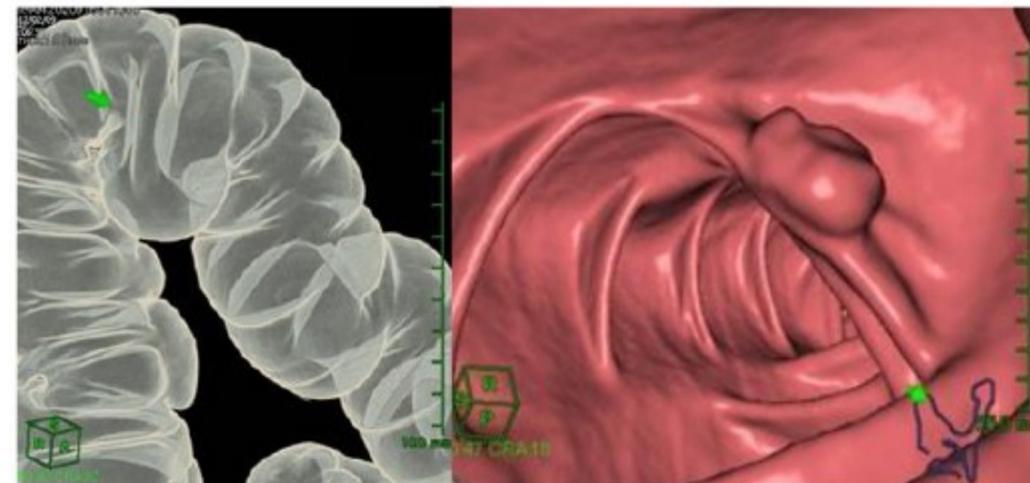


全身打撲症例における初期診断のために行う、  
頭蓋骨から少なくとも骨盤までの連続したCT撮影

## 施設基準

- (1) 救命救急入院料の施設基準の届出を行っていること
- (2) 64列以上のマルチスライス型のCT装置
- (3) 画像診断管理加算2または3に関する施設基準

# 大腸CT撮影加算



**620点**

64列以上のマルチスライス型のCT  
画像診断管理加算2または3

**500点**

16列以上64列未満のマルチスライス型のCT  
64列以上のマルチスライス型のCT

(画像診断管理加算2または3の施設基準なし)

直腸用チューブを用いて、二酸化炭素を注入し下部消化管をCT撮影した上で三次元画像処理を行った場合  
(注入装置及びチューブは薬事承認されたものを使用)

## 施設基準

- (1) 64列以上のマルチスライス型のCT又は16列以上64列未満のマルチスライス型のCTに係る施設基準を届け出ていること

# 大腸CT撮影加算 算定要件

## 算定要件

- (1) 届出を行っている16列以上のCTを用いる
- (2) 対象は他の検査で大腸悪性腫瘍が疑われる患者
- (3) CT用の直腸用チューブを用いる
- (4) 二酸化炭素を注入し下部消化管をCTで撮影する
- (5) 三次元画像処理を行う

## 算定可能

- 大腸CT撮影に関わる造影加算  
転移巣の検索や他の部位の検査等の目的で、静脈内注射、点滴注射等により造影剤使用撮影を同時に行った場合は別途**算定可**

## 算定不可能

- 下記は所定点数に含まれ別に**算定できない**

造影剤注入手技料  
麻酔料  
直腸用チューブ等の材料料

## 大腸CT撮影加算 疑義解釈

コンピューター断層撮影（CT撮影）の「注7」大腸CT撮影加算の算定要件の「ア」で、「他の検査で大腸悪性腫瘍が疑われる患者」とあるが、**大腸癌が確定した患者には算定できないのか。**

算定できない。

（平成24.8.9 事務連絡）

コンピューター断層撮影（CT撮影）の「注7」大腸CT撮影加算の算定要件の「イ」で、「『ア』とは別に、転移巣の検索や他の部位の検査等の目的」とあるが、**大腸癌以外の悪性腫瘍があり、大腸悪性腫瘍の疑い並びに他の部位の悪性腫瘍の疑いがあれば、同一日のCT撮影に「注3」造影剤使用加算と「注7」大腸CT撮影加算が併算定できると解してよいか。**

そのとおり。

（平成24.8.9 事務連絡）

# 乳房MRI撮影加算

乳房MRI撮影加算

**100点**

触診、エックス線撮影、超音波撮影等の検査で乳腺の悪性腫瘍が疑われる患者に対して、手術適応及び術式を決定するために、1.5テスラ以上のMRI装置および乳房専用コイルを使用して乳房を描出した場合に限り算定。

## 施設基準

- (1) 1.5テスラ以上のMRI装置で施行すること
- (2) 画像診断管理加算2または3
- (3) **日本乳癌学会認定施設**(HP参照)  
\* 認定関連施設は不可

# 頭部MRI撮影加算

頭部MRI撮影加算

100点

適切な被ばく線量管理に関する  
日本医学放射線学会発行の証明書を提出

## 施設基準

- (1) 3テスラ以上のMRI装置で施行すること
- (2) 画像診断管理加算2または3
- (3) 常勤診断専門医が3名以上
- (4) 夜間及び休日の読影体制の整備
- (5) 当該医療機関において実施される**全ての**核医学診断、CT撮影及びMRI撮影について、夜間及び休日を除いて、**検査前の画像診断管理の実施**
- (6) 関係学会の定める指針に基づいて、**適切な被ばく線量管理**を行っていること。  
その際、施設内の全てのCT検査の線量情報を電子的に記録し、患者単位及び検査プロトコル単位で集計・管理の上、被ばく線量の最適化を行っていること。

# 小児鎮静下MRI撮影加算

小児鎮静下MRI撮影加算 所定点数 × **80/100**

- 15歳未満の小児に対して、麻酔を用いて鎮静
- 1回で頭部、頸部、胸部、腹部、脊椎又は四肢軟部のうち複数の領域を一連で撮影

## 施設基準

- (1) 1.5テスラ以上のMRI装置で施行すること
- (2) 画像診断管理加算2または3
- (3) 小児救急医療を行うにつき十分な体制が整備されている
- (4) 小児のMRI撮影及び画像診断に関して十分な知識と経験を有する常勤の医師及び小児の麻酔・鎮静に十分な知識と経験を有する常勤の医師が、それぞれ1名以上配置されていること
- (5) 関係学会から示されているMRI撮影時の鎮静に関する指針に基づき、鎮静下のMRI撮影を適切に実施していること

# エックス線診断料

アナログ撮影		診断料	撮影料	電子画像管理加算	
				フィルムあり	フィルムなし
単純撮影	頭部・胸部・ 腹部・脊椎	<b>85</b>	<b>60</b>	算定できない フィルム料を算定	算定できない
	その他	<b>43</b>	<b>60</b>		
特殊撮影		<b>96</b>	<b>260</b>		
造影剤使用撮影		<b>72</b>	<b>144</b>		

# エックス線診断料

デジタル撮影		診断料	撮影料	電子画像管理加算	
				フィルムなし	フィルムあり
単純撮影	頭部・胸部・ 腹部・脊椎	85	68	57	フィルム料 or 電子画像 管理加算
	その他	43	68	57	
特殊撮影		96	270	58	
造影剤使用撮影		72	154	66	

# 造影剤注入手技料

			点数
1	点滴注射		49点
2	動脈注射		45点
3	動脈造影カテーテル法	選択的血管造影*	3,600点
		頸動脈閉塞試験(マタス試験)加算*	1,000点
		動脈血管造影	1,180点
		血流予備能測定検査加算*	400点
4	静脈カテーテル法		3,600点
5	内視鏡下の造影剤注入	気管支ファイバースコープ挿入	2,500点
		尿管カテーテル法(両側)	1,000点
6	腔内注入及び穿刺注入	注腸	300点
		その他	120点
7	嚥下造影		240点

# 頸動脈閉塞試験(マタス試験)加算 疑義解釈

造影剤注入手技の3動脈造影カテーテル法について、「注2 頸動脈閉塞試験(マタス試験)を実施した場合は、頸動脈閉塞試験加算として、1,000点が加算される」とあるが、閉塞方法を問わず算定できるのか。

用手的な圧迫のみの場合は算定できず、バルーンカテーテルを用いて頸動脈閉塞試験を実施した場合のみ算定できる。

(平成26.4.25 事務連絡)

# 電子画像管理加算

			フィルムなし	フィルムあり
1	写真診断	単純撮影	57点	フィルム料 or 電子画像 管理加算
		特殊撮影	58点	
		造影剤使用撮影	66点	
		乳房撮影	54点	
2	核医学		120点	
3	CT,MR		120点	

## ◆ 各検査ごと

### 算定要件

- 同一の部位につき、同時に2種類以上の撮影方法を使用した場合は、一連の撮影とみなし主たる撮影の点数のみ算定

### 算定不可能

- 電子画像管理加算を算定した場合フィルムをプリントアウトしてもフィルム料は算定できない
- 他の医療機関で撮影したフィルム等についての診断のみを行った場合には算定しない
- アナログ撮影をした場合には算定できない

# 算定できる項目（出来高算定の場合）

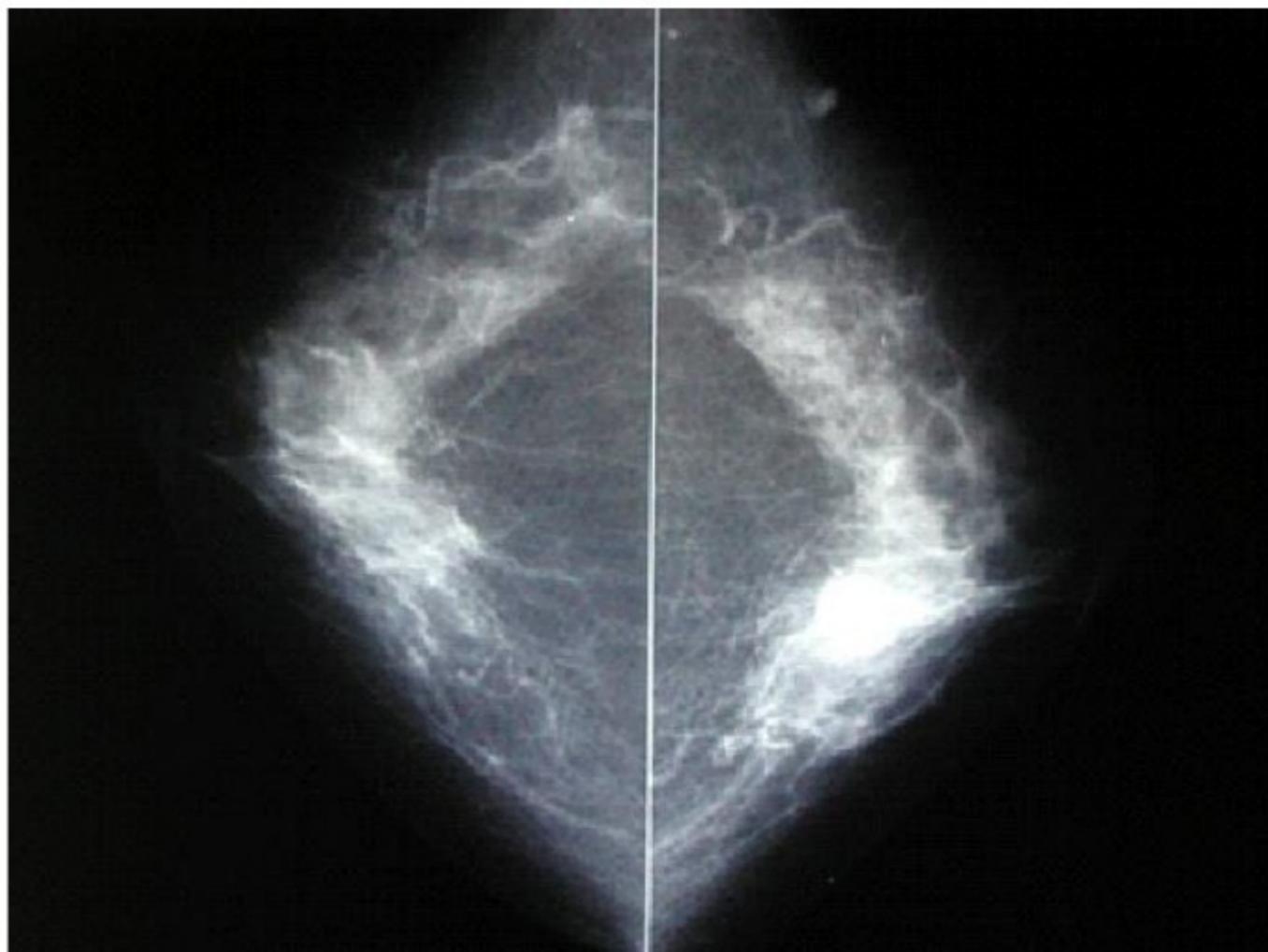
	撮影料	診断料	造影加算	先進画像加算	電子画像管理加算	画像診断管理加算	薬剤料 材料料
単純撮影	○	○			○		
血管撮影	○+手技料	○			○	○	○
消化管造影	○+手技料	○			○		○
マンモグラフィー	○	○			○		
核医学	○	○			○	○	○
PET・PET-CT PET-MRI・PEM	○		○		○		○
CT / MR	○	○	○	○	○	○	○

# 算定できる項目 DPC / PDPS ※

	撮影料	診断料	造影加算	先進画像加算	電子画像管理加算	画像診断管理加算	薬剤料 材料料
単純撮影							
血管撮影	選択的動脈カテーテル法					○	
消化管造影							
マンモグラフィー							
核医学	一部						
PET・PET-CT	診断群分類 で評価					○	
CT / MR						○	

※PDPS:Per-Diem Payment System

# 乳房撮影



写真診断		<b>306点</b>
撮影料	アナログ	<b>192点</b>
	デジタル	<b>202点</b>
フィルム料 or 電子画像管理加算		フィルム料 or <b>54点</b> (デジタル撮影の 場合のみ)
画像診断管理加算1		<b>70点</b>

# 血管造影

選択的動脈造影カテーテル法	<b>3,600点</b>	
写真診断(造影剤使用撮影)	<b>72点</b>	
撮影料(造影剤使用撮影)	アナログ <b>144点</b>	デジタル <b>154点</b>
電子画像管理加算	フィルム料	<b>66点</b>
画像診断管理加算1	<b>70点</b>	
<b>合 計</b>	アナログ <b>3,886点</b>	デジタル <b>3,962点</b>

## 算定可能項目 (DPCでは包括)

- イントロデューサーセット
- カテーテル
- ガイドワイヤー
- 造影剤などの薬剤



# 遠隔画像診断における画像診断管理加算 施設基準

	送信側	受信側
施設基準	<ul style="list-style-type: none"><li>▪ 画像の撮影及び送受信を行うにつき十分な装置・機器を有しており、受信側の保険医療機関以外の施設へ読影又は診断を委託していないこと</li><li>▪ 電子的方法によって、個々の患者の診療に関する情報等を送受信する場合は、端末の管理や情報機器の設定等を含め、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を順守し、安全な通信環境を確保していること。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>ア 画像診断管理加算1、2、3に関する施設基準を満たすこと</li><li>イ 特定機能病院、臨床研修指定病院、へき地医療拠点病院、へき地中核病院又はへき地医療支援病院であること</li><li>▪ 電子的方法によって、個々の患者の診療に関する情報等を送受信する場合は、末端の管理や情報機器の設定等を含め、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を順守し、安全な通信環境を確保していること。</li></ul>

# 遠隔画像診断による画像診断管理加算

## 送信側



## 受信側

画像診断管理加算1・2の  
施設基準を満たす  
下記の病院

- ・ 特定機能病院
- ・ 臨床研修指定病院
- ・ へき地医療拠点病院
- ・ へき地中核病院
- ・ へき地医療支援病院



①データ

②読影結果

③契約報酬

診療報酬  
撮影料・診断料  
画像診断管理加算

~~診療報酬~~

支払基金 / 国保連合会

# 時間外画像診断加算

時間外院内緊急画像診断加算

**110点**

- ◆ 1日につき
- ◆ 診療時間外（夜間・休日）
- ◆ 入院中の患者以外
- ◆ 夜間・早朝等加算50点は算定できない

# 新生児・乳幼児・幼児加算

新生児	80 / 100 加算
乳幼児(3歳未満)	50 / 100 加算
幼児(3歳以上6歳未満)	30 / 100 加算

## 適 応

### ◆ 一般撮影

◆ 単純撮影 特殊撮影 造影剤使用撮影

### ◆ コンピュータ断層撮影(CT、MR)

◆ 撮影料 造影剤使用加算

# 画像等手術支援加算

1 ナビゲーションによるもの	2,000点
2 実物大臓器立体モデルによるもの	2,000点
3 患者適合型手術支援ガイドによるもの	2,000点

## 算定条件

- (1) 画像等手術支援加算は、当該技術の補助により手術が行われた場合に算定するものであり、当該技術が用いられた場合であっても、手術が行われなかった場合は算定できない。
- (2) ナビゲーションによるものとは、手術前又は手術中に得た画像を3次元に構築し、手術の過程において、3次元画像と術野の位置関係をリアルタイムにコンピューター上で処理することで、手術を補助する目的で用いることをいう。
- (3) 実物大臓器立体モデルによるものとは、手術前に得た画像等により作成された実物大臓器立体モデルを、手術を補助する目的で用いることをいう。
- (4) 患者適合型手術支援ガイドによるものとは、手術前に得た画像等により作成された実物大の患者適合型手術支援ガイドとして薬事法の承認を得ている医療機器を、人工膝関節置換術又は再置換術を補助する目的で用いることをいう。

# 画像等手術支援加算

1 ナビゲーションによるもの

2,000点

大腿骨頭回転骨切り術	視神経管開放術	内視鏡下鼻・副鼻腔手術Ⅰ型 (副鼻腔自然口開窓術)	前頭洞篩骨洞根治手術
大腿骨近位部(転子間を含む。)骨切り術	頭蓋骨腫瘍摘出術	内視鏡下鼻・副鼻腔手術Ⅱ型 (副鼻腔単洞手術)	篩骨洞蝶形洞根治手術
関節形成手術 肩、股、膝	頭蓋内腫瘍摘出術	内視鏡下鼻・副鼻腔手術Ⅲ型 (選択的(複数洞)副鼻腔手術)	上顎洞篩骨洞蝶形洞根治手術
人工骨頭挿入術 肩、股	頭蓋内腫瘍摘出術	内視鏡下鼻・副鼻腔手術Ⅳ型 (汎副鼻腔手術)	上顎洞篩骨洞前頭洞根治手術
人工関節置換術 肩、股、膝	経耳的聴神経腫瘍摘出術	内視鏡下鼻・副鼻腔手術Ⅴ型 (拡大副鼻腔手術)	経上顎洞的顎動脈結紮術
人工関節再置換術 肩、股、膝	経鼻的下垂体腫瘍摘出術	鼻副鼻腔腫瘍摘出術	前頭洞篩骨洞蝶形洞根治手術
内視鏡下椎弓切除術	脳動静脈奇形摘出術	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術	汎副鼻腔根治手術
内視鏡下椎間板摘出(切除)術	水頭症手術 脳室穿破術 (神経内視鏡手術によるもの)	前頭洞充填術	経上顎洞的翼突管神経切除術
骨盤骨切り術	脊髄腫瘍摘出術	上顎洞根治手術	<b>肺切除術 区域切除</b> (1肺葉に満たないもの)
臼蓋形成手術	脊髄血管腫摘出術	鼻内上顎洞根治手術	<b>胸腔鏡下肺切除術</b> <b>肺嚢胞手術</b> (楔状部分切除によるもの)以外
寛骨臼移動術	神経腫切除術	副鼻腔炎術後後出血止血法	<b>肺悪性腫瘍手術 区域切除</b>
脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術 (多椎間又は多椎弓の場合を含む。) 6.椎弓形成は除く	眼窩内腫瘍摘出術(深在性)	鼻内篩骨洞根治手術	<b>胸腔鏡下悪性腫瘍手術 区域切除</b>
内視鏡下脊椎固定術 (胸椎又は腰椎前方固定)	眼窩悪性腫瘍手術	鼻外前頭洞手術	肝切除術
広範囲頭蓋底腫瘍切除・再建術	中耳、側頭骨腫瘍摘出術	鼻内蝶形洞根治手術	腹腔鏡下肝切除術
顕微鏡使用によるてんかん手術 (焦点切除術、側頭葉切除術、脳梁離断術)	中耳悪性腫瘍手術	上顎洞篩骨洞根治手術	移植用部分肝採取術(生体)